**平成２３年（フ）第１７６号**
鳥取県西伯郡大山町田中751番地２
債務者　中垣　和宏
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２４年（フ）第１１号**
愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
債務者　山岡　陽子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第１２号**
愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
債務者　山岡　優子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第１３号**
愛媛県今治市大三島町台803番地、旧住所愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
債務者　山岡　康二
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第１４号**
愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
債務者　田窪　泰江
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第１５号**
愛媛県今治市伯方町木浦甲3396番地４
債務者　村上　則子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第３０号**
愛媛県今治市南日吉町１丁目２番66号　ＣＡＳＡ姫ノ宮３号室、旧住所愛媛県今治市郷桜井４丁目４番15号
債務者　近田　和也
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第３１号**
愛媛県今治市国分３丁目１番54号、旧住所愛媛県今治市郷桜井４丁目４番15号
債務者　近田　勝美
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第２２号**
長崎県長崎市本河内１丁目13番12号　樋口アパート201号室
債務者　中尾　徳美
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第９０号**
宮崎市大字恒久4106番地11　西田ビル205号
債務者　河野　廣行
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第６０号**
岩手県宮古市田老館が森５番地、住民票上の住所岩手県宮古市田老字向山54番地４
債務者　琴畑喜美雄
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第６１号**
岩手県宮古市田老館が森５番地、住民票上の住所岩手県宮古市田老字向山54番地４
債務者　琴畑由美子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第６５号**
盛岡市月が丘１丁目11番65号　ハイツ高橋201号
債務者　筥崎　英子
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第６７号**
岩手県遠野市宮守町上宮守12地割73番地
債務者　千葉　　林
１　決定年月日時　平成24年４月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第３７３１号**
東京都調布市染地３丁目１―105　多摩川住宅ホ２―401
債務者　佐藤久美子
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３７７４号**
東京都大田区東嶺町29―８―302
債務者　牧下　晴真
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第３７８６号**
千葉県千葉市美浜区打瀬２丁目22　ミラリオ５番館513
債務者　鐘ケ江　龍
１　決定年月日時　平成24年３月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年５月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部